

○三郷町国民健康保険運営協議会規則

昭和35年6月9日

規則第4号

改正 平成21年11月11日規則第8号

(趣旨)

第1条 この規則は、三郷町国民健康保険条例（昭和35年9月三郷村条例第10号。以下「条例」という。）第3条の規定に基づき、三郷町国民健康保険運営協議会（以下「協議会」という。）の運営に関し必要な事項を定めるものとする。

(平21規則8・一部改正)

(委嘱)

第2条 条例第2条各号に規定する協議会の委員は、町長が委嘱する。

(平21規則8・一部改正)

(会長)

第3条 協議会に会長1人を置き、公益を代表する委員のうちから、全委員がこれを選挙する。

2 会長に事故があるときは、前項の規定に準じて選挙された委員がその職務を代行する。

(平21規則8・全改)

(会議)

第4条 会長は、次に掲げるときは、協議会の会議を招集し、会長がその議長となる。

(1) 町長から協議会に諮問があったとき。

(2) 被保険者その他利害関係者より国民健康保険に関する意見の開陳があったとき。

(3) その他会議を開く必要があると認めたとき。

2 協議会の会議は、条例第2条各号に規定する委員の定数の各々半数以上が出席しなければ開くことができない。

3 会長は、協議会の会議を招集するときは、あらかじめ町長に通知しなければならない。

4 協議会の会議の議事は、出席した委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。この場合において、議長は、委員として採決に加わることができない。

5 議長は、当事者及び利害関係人が発言することを求めたときは、これを許可しなければならない。

6 会長は、必要があると認めるときは、関係者に対し、文書若しくは口頭による説明を求め、又は資料の提出を求めることができる。

(平21規則8・全改)

(議事録)

第5条 議長は、議事録を作成しなければならない。

(平21規則8・全改)

(報告)

第6条 協議会は、審議した事項及びその他必要な事項並びにこれに関する意見をとりまとめて、町長に報告しなければならない。

(平21規則8・旧第14条繰上・一部改正)

(庶務)

第7条 協議会の庶務は、住民福祉部保険課において処理する。

(平21規則8・追加)

(その他)

第8条 この規則に定めるもののほか、協議会の運営に関し必要な事項は、会長が協議会に諮って定める。

(平21規則8・追加)

付 則

この規則は、公布の日から施行する。

付 則 (平成21年11月11日規則第8号)

この規則は、公布の日から施行する。